

お 監 第 16 号  
平成29年8月10日

おいらせ町長 三 村 正太郎 様

おいらせ町代表監査委員 名古屋 誠 一

平成28年度財政健全化及び経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により提出を受けた健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに同法第22条第1項の規定による資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、別紙のとおり意見書を提出します。

# 平成28年度 財政健全化審査意見書

## 1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

## 2 審査の期間

平成29年8月1日から8月4日までの間の 4日間

## 3 審査の概要

この財政健全化審査にあたっては、町長から提出された平成28年度の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、計数が正確であるか、算出過程に誤りがないか、関係書類が適正に作成されているかなどを主眼として実施した。

## 4 審査の結果

○健全化判断比率各指標

(単位：%)

項目	健全化判断比率		増減	早期健全化基準	備考
	27年度	28年度			
実質赤字比率	—	—	—	14.17	2.25%の黒字
連結実質赤字比率	—	—	—	19.17	17.59%の黒字
実質公債費比率	13.3	12.4	△0.9	25.0	
将来負担比率	33.0	23.6	△9.4	350.0	

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

なお、各指標についてであるが、「実質赤字比率」については、関係する一般会計及び奨学資金貸付事業・公共用地取得事業の各特別会計の実質収支が黒字であるため赤字比率としての数値は出ていない。

「連結実質赤字比率」については、一般会計及び全ての会計の実質収支額を合算して算出するが、これについても前項目と同様のことから数値としては出ていない。

一方、「実質公債費比率」については、前年度比0.9ポイント減の12.4%となり、早期健全化基準である25.0%を12.6ポイント下回っている。

また、「将来負担比率」については、地方債残高などが減ったことにより23.6%となり、前年度より9.4ポイント減となった。これは早期健全化基準である350.0%を大きく下回っている。

以上のことから、健全化判断比率各指標については特に指摘すべき事項はない。

# 平成28年度 経営健全化審査意見書

## 1 審査の対象

下記の各会計に関わる資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

- ①病院事業会計
- ②公共下水道事業特別会計
- ③農業集落排水事業特別会計

## 2 審査の期間

平成29年8月1日から8月4日までの間の 4日間

## 3 審査の概要

この経営健全化審査にあたっては、町長から提出された平成28年度のそれぞれの会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、計数が正確であるか、算出過程に誤りがないか、関係書類が適正に作成されているかなどを主眼として実施した。

## 4 審査の結果

○各会計の資金不足比率

(単位：%)

	対象会計	資金不足比率		増減	経営健全化 基準
		27年度	28年度		
①	病院事業会計	—	—	—	20.0
②	公共下水道事業特別会計	—	—	—	
③	農業集落排水事業特別会計	—	—	—	

審査に付された各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

「資金不足比率」については各会計とも赤字にはなっておらず、結果、資金不足比率としての数値は出ず、良好な状況にあると認められる。

よって、指摘すべき事項は特にない。